

改正 令和2年12月18日杉並第49832号

(目的)

第1条 杉並区契約事務規則(昭和39年規則第19号。以下「規則」という。)第49条の2第1項に規定する工事の中間前金払(以下「中間前金払」という。)に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 規則第49条の2第1項に規定する中間前金払の対象は、杉並区(以下「区」という。)が発注する土木工事、建築工事及び設備工事(以下「工事」という。)のうち、規則第49条第1項の規定により前金払をしたものとする。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。

(中間前金払の率等)

第3条 中間前金払の率は、契約金額の2割とする。

ただし、中間前金払の最高限度額は、1件の契約につき1億円とする。

(中間前金払の制限)

第4条 第2条の規定により中間前金払の対象とされる工事であっても、規則第50条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わないものとする。

2 前項に定める場合のほか、区長が予算執行上の都合その他やむをえない理由があると認めるとき又は中間前払金の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数処理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前払金の対象及び率等の明示)

第6条 中間前払金の対象とされる工事及び中間前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する特約条項)

第7条 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付帯するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続きに関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の用途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第8条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認める場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 区長は、前項各号に掲げる要件を全て満たしていることの認定について、契約の相手方から認定依頼書(第1号様式)による依頼があった場合は、速やかに調査を行わなければならない。
- 3 区長は、前項の調査を工事主管課長(杉並区工事施行規程第4条第1項に規定する「工事主管課長」をいう。以下「工事主管課長」という。)に行わせるものとし、工事主管課長はその結果が妥当と認めるときは、認定調書(第2号様式)を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求)

- 第9条 中間前払金の請求は、前条の規定による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、その請求時期及び提出書類を別に指定することができる。
- 3 中間前払金の請求を受けたときは、区は遅滞なくこれを支払うものとする。
(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還)
- 第10条 規則第49条の2第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条に規定する率等を適用して算出した中間前払金と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。この場合において支払済みの中間前払金額の算定基礎となった中間前払金の率等が第3条に規定する率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金額の算出に際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。
- 2 前項の規定により、中間前払金を追加払する場合においても、中間前払金の合計金額は1億円を超えることができないものとする。
- 3 規則第49条の2第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 規則第49条の2第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「財務大臣の定める率」という。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。
- 5 規則第49条の2第2項の規定する場合において、残工期が30日未満のとき、その他区長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。
(保証契約の変更)
- 第11条 区長は、規則第49条の2第2項の規定により中間前払金を追加しようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。
- 2 区長は、既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。
- 3 区長は、規則第49条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。
(中間前払金の使途)
- 第12条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。
(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)
- 第13条 規則第49条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。
- 2 規則第49条の2第2項において準用される規則第49条第3項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務大臣の定める率を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。
- 3 規則第49条の2第2項において準用される規則第49条第3項第2号の規定により中間前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務大臣の定める率を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。
(2か年度以上にわたる工事の中間前払金)
- 第14条 2か年度以上にわたる工事であっても、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払う

ものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分の対価に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第15条 区長は、債務負担行為を伴う工事であるため第4条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合は、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成23年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月18日杉並第49832号)

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

様式 略